

## 令和3年度 第1回瑞浪市行政改革審議会会議録（案）

1. 日時 令和3年8月5日（木） 14:00～15:10
2. 場所 瑞浪市役所 2階大会議室
3. 出席者  
出席委員 古田 成志（会長）  
          小木曾 文和  
          橋本 孝晴  
          金津 誉  
          大竹 悦子  
          伊藤 道子  
          〔名簿順、敬称略〕  
  
          正村 和英（総務部長）
4. 事務局 加藤 昇（企画政策課長）  
          津田 良介（企画政策課企画政策係長）  
          森 佑太（企画政策課企画政策係）
5. 日程  
委員自己紹介  
第5次瑞浪市行政改革大綱等について  
議 事  
    1. 会長選出  
    2. 会長職務代理者の指名  
    3. 審議会の運営・スケジュールについて  
    4. 第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について  
    5. 今後の行政改革の進め方について  
その他

事務局

これより、令和3年度第1回瑞浪市行政改革審議会を開催します。

初めに、委員の皆様の委嘱についてです。本来であれば市長から委嘱状を交付させていただきますが、コロナ禍のため事前に配布させていただきましたので、ご理解のほど、お願いいたします。

それでは、瑞浪市行政改革審議会についてご説明します。

本審議会は、地方自治法で規定する附属機関として、外部の有識者の方に、行政改革の進捗状況を評価していただくことを目的とする会議です。最終的には、委員の皆様からの評価を踏まえ、市長を本部長とする行政改革推進本部会議で最終評価を行うこととしています。

瑞浪市では、行政改革の取り組みに対する評価につきまして、毎年、各担当課にて内部評価を行い、平成29年度から本審議会により外部評価を行っています。

本日は、事務局から、瑞浪市の行政改革の取り組みについてご説明します。委員の皆様方には、次回の審議会までに、それぞれのお立場やご経験、知識など、多様な視点で、率直な評価をいただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

それではレジュメに沿って進めさせていただきます。初めに委員の皆様に自己紹介をしていただくことになっていましたが、コロナ禍での会議のため省略させていただきます。資料1にて委員の皆様のご確認をお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をします。

(資料1から資料7のすべて確認)

それでは、第5次瑞浪市行政改革大綱等について、事務局からご説明します。

事務局

第5次瑞浪市行政改革大綱についてご説明します。資料2をご覧ください。

本大綱は、行政の目標である総合計画を効率的に達成するための取り組みとして位置づけているものです。これまで行ってきた経費削減の努力を継続しながら、第6次瑞浪市総合計画に掲げる将来都市像「幸せ実感都市みずなみ」を実現するために、市民満足度の向上を目指して「行政の質の向上」を基本方針としているものです。

本大綱の推進期間は、当初は、平成28年度から令和2年度までの5年間としていましたが、令和5年度を1つの終期としている市の最上位計画である総合計画に定める行政の運営の方向性と一致させることや、今後も行政の質の向上の取り組みを継続していくことの重要性を踏まえ、令和5年度まで延長することを昨年度決定いたしました。

続きまして、第5次瑞浪市行政改革大綱の行動計画進捗状況（令和2年度）及び取り組み方針（令和3年度）をご説明します。資料3をご覧ください。

まず1ページめくっていただきますと、第5次行政改革大綱の体系が記載されています。基本方針である「行政の質の向上」、そして「協働による行政運営」、「簡素で効率的な行政運営」、「持続可能な行政運営」を行政改革の3本の柱としています。次にその

3本の柱を19項目の行動計画で構成しています。その右側の1ページ目から最終ページまで、3本の柱ごとに、具体的行動計画の評価に基づき、行動計画の内容、行動計画進捗状況及び取り組み方針など、全体の評価を記載しています。その下段からは、具体的行動計画ごとの評価となっています。

担当課では、令和2年度の行動計画進捗状況に基づき内部評価を行い、令和3年度の取り組み方針を記載しています。具体的行動計画は全部で101の取り組み項目がありますが、その全てを◎・○・△の3段階で評価をしています。

それでは、委員の皆様には評価をお願いいたします。19の行動計画のうち、近年動きのあった事業等を中心に一部を抜粋してご説明します。

行政改革の柱、(1)協働による行政運営の行動計画から説明します。

1ページをお開きください。

行動計画「①住民団体等の活動支援の推進」の内容は、行政と市民及び市民同士の協働によるまちづくりが行われるよう住民団体等の活動支援に取り組むとしています。行動計画進捗状況及び取り組み方針は、市民参加による協働のまちづくりに向けて、市内8地区で夢づくり地域交付金を活用した事業を行いました。また、各地区に集落支援員制度を導入し、人的支援を行っています。自主防災組織や各ボランティア組織と連携した取り組みも行い、協働意識の醸成が図られました。今後もまちづくり基本条例に基づき、自治会とまちづくり推進組織の情報交換を行い、安心してまちづくり活動ができるよう、市民活動補償制度と集落支援員制度を継続するとともに、大学や高校との域学連携などを促進し、各地区の課題解消と活性化を図るとしています。内部評価では、達成、概ね達成が60%ですが、目標数値として、事業参加者数を掲げている事業が多いため、コロナ禍において事業の中止や縮小開催とした結果、未達成となる例が例年より多くみられました。また、平成29年度からはじめた高齢者安心支えあいポイント制度について、会員登録数100人の目標に対し、41人でした。見直し改善としては、感染対策もテーマに入れ、会員の介護予防、地域の支え合いの活性化に向け、地域のニーズに応じた講座を開催していきます。また、事業の活性化に向け、ポイントの運用方法についても改善を進めるとしています。

次に、16ページをお開きください。

行動計画「③市政情報提供の強化」の内容は、的確な行政情報の提供及び市民との情報の共有化を積極的に推進するとしています。行動計画進捗状況及び取り組み方針は、附属機関や懇談会等に関する基本方針に基づき、会議の公開に取り組みました。行政情報の発信として、広報やホームページを活用したもののほか、LINEや各分野に特化したメールマガジンによる情報発信を行いました。市民との情報共有として、まちづくり活動の情報について、専用ブースを設け、イベント等の地域の最新情報の発信を行いました。また、令和2年度より事業者向けメールマガジン「ビジサポメール」による発信を開始し、市内事業者への情報の発信も開始しました。

内部評価では、達成、概ね達成の評価となっています。

次に、32ページをお開きください。

行動計画「③組織再編」の内容は、政策・施策・事務事業に対応し、市民に分かりやすい組織編成を行うとしています。行動計画進捗状況及び取り組み方針は、市民ニーズに合わせた組織再編について、組織上の問題点を調査し、必要に応じて係の整理を行い、効率的・効果的な体制を整備いたします。今後も問題意識を調査し、市民に分かりやすい組織編成を行います。昨年度は、係の編成を行い、家畜診療所の衛生係と防疫係を統合し、防疫衛生係に、都市計画課の土地建築施設係を土地建築係と施設係に再編しました。その他、特別定額給付金室の設置・廃止、中学校施設美対策室の廃止を行っています。

内部評価では、達成の評価となっています。

次に、34ページをお開きください。

行動計画「④業務のシステム化の推進」の内容は、電算化、マニュアル化などを進め、効率的な業務となるようシステム化を図るとしています。行動計画進捗状況及び取り組み方針は、契約事務については、契約案件を年間予定表にまとめ、発注予定課に対して提示しました。また、入札参加者の負担軽減を図るため、類似案件の入札日程を同日にしました。固定資産税では、地番現況図を活用し、家屋全棟調査を実施したことにより、適切な課税客体の把握に努め、課税事務の効率化を図ることができました。また、業務の自動化・省力化を図るため、AI・RPAの導入を検討します。

内部評価では、達成、概ね達成の評価となっています。

次に、38ページをお開きください。

行動計画「⑤行政手続きの簡素化」の内容は、行政手続きの簡素化を図り、迅速な事務処理を行うとしています。行動計画進捗状況及び取り組み方針は、申請・手続き等のオンライン化を進めます。証明書のコンビニ交付については、利用者の利便性の向上を図るため、マイナンバーカードを活用した検討を進めています。

内部評価では、達成、概ね達成の評価となっています。また、令和3年度から具体的な行動計画に「行政手続きにおける押印見直し」を新たに位置付け、行政サービスの効率化を図るため、押印の廃止について順次進めることとしています。

次に、42ページをお開きください。

行動計画「⑦広域行政の推進」の内容は、広域で連携することにより事務事業の効率化ができる場合は、積極的に広域連携を進めるとしています。行動計画進捗状況及び取り組み方針は、消防機能の広域化について、高機能消防指令センターの全県一区での共同運用に向けた調査・検討が行われています。また、東濃厚生病院と土岐市立総合病院の一病院化に向けた検討を進めています。

内部評価では、達成の評価となっています。

次に、63ページをお開きください。

行動計画「⑦職員資質の向上」の内容は、自己啓発、OJT (On the Job Training) 職場内研修、外部機関での研修などを通し、職員資質の向上を図ります。また、公平公正な人事評価と働きやすい職場環境の整備を進めるとしています。行動計画進捗状況及び取り組み方針は、職員の資質向上を図るため、各種研修を開催いたしました。多様化する市民ニーズに応えることができる職員の育成のため、内部・外部問わず、幅広い研修の機会を設けます。また、公平・公正な人事評価制度の効果的な運用を図り、職員のモチベーションを向上します。

内部評価では、達成、概ね達成が9割となっています。また、令和3年度から具体的な行動計画に「職員の適切な事務執行体制の運用」を新たに位置付け、職員研修等により専門知識の習得と関係法令への理解を深め、コンプライアンス意識の向上に取り組むこととしています。

後ほど、議事の中で、評価の手法について改めてご説明しますので、ここでは、これで説明を終わりたいと思います。

事務局

ここまでで、ご質問等はございますか。後ほど、全体を通しての質疑応答の時間を設けますので、そこでご質問いただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

委員

53ページの滞納処分の強化の項目についてです。

令和2年度の実績で、2行目の、「また過年度については、地方税法第48条の経営による東濃県税事務所への研修生派遣を活用し、滞納処分の強化を図りました。」となっていますが、実際に上欄の数値のところの、過年度の収納率を見ますと、アップしています。また、令和3年度の取り組みのところに「本年度は地方税法第48条の規定による東濃県税事務所への派遣を実施しないため過年度分の収納率の下落が予想されます。」と書いてあります。これは、年度によって、取り組みの仕方が異なっているということでしょうか。

併せてお尋ねします。62ページです。

職員定数の問題ですが、質の高い行政サービスを提供するには心身ともに健康な職員の方、人材が不可欠となります。実績を見ていただきますと、いろいろ対策を練られている一方で「長期の病気休職により、給料が支給されない職員が増加したため」という記述がございます。職員の心身の健康管理というところに十分配慮しているわけですが、少しこのくぐり方が懸念されます。人事に関する事ですので、公表出来ないこともありますが、何かヒントになるようなことがありましたら教えていただけたらと思います。

事務局

ありがとうございます。

今、個別具体的なところのお話でご質問いただきました。また、この会を進めていく中で、順次いろいろなところで疑問の点等がありましたら、このようにご質問をしていただければ大変助かりますのでよろしく願いいたします。

それでは2点について、答えさせていただきます。

1点目の53ページの件につきまして、東濃県税事務所への派遣というのは、隔年で行っています。毎年出せば1番いいのですが、瑞浪市の規模では、そこまでの形がとれないため、1年置きに出させていただきます、その時にまとめて県と協力して行うというような体制をとっています。ここにありますように若干年によっては下がることもあるかもしれませんが、次の年にはカバーした形で行っていきます。人員の関係で毎年派遣するのではなく、1年置きにというような形で行っているのが実態でございます。

もう1点、62ページの定員適正化の取り組みですが、長期の病気休暇等におきまして職員が実際の活動職務から離れることがあります。前回の行政改革の取り組みでは、実人員を少なくしていくというような取り組みが全国的にもありましたが、近年は、量を減らすというよりは質を向上させていくという取り組みに変えており、行政の仕事の幅も広がってきていますので、その辺も含めまして人数的には、若干増えています。病気休暇等も、これは少し波もありますが、若干増えてきているというところもありますので、その辺りも含めての対応も必要になってくるという認識ではあります。

そのほかよろしいでしょうか。

委員

今年度はコロナ禍も相まって、物事が想定どおりにいかずに非常に大変だったかと思いますが、その中で仕事のやり方が、がらっと変わったのは皆様もご承知のとおりかと思えます。例えばZ o o mを導入して、オンラインで会議を行うなど、僕の大学でも、授業は大人数の場合Z o o mで行っておりますし、会議や学会なども、Z o o mで行っているような状況になっています。

コロナ禍で新しい物事の導入等が進められていく中、オンラインの面で令和2年度に何か具体的に行われたことがあったら教えていただけたらと思いますのでよろしくお願いたします。

事務局

ありがとうございます。

令和2年度に実施したことを少し紹介させていただきます。コロナの感染拡大から、これで1年ぐらい経つわけですが、令和2年度、令和3年度にかけて、瑞浪市では、職員に貸し出せる機器を導入し、Z o o m会議など、インターネットを使った遠隔での会議ができるような仕組みを取り入れています。

その他、職員が市役所に来て勤務するという従来の勤務体制を変更し、希望する者、もしくは、在宅勤務が可能な業種については、希望する職員を募りまして、貸出用のパソコンを整備いたしました。

実績としましては、数名の方が在宅勤務を実施して、その効果検証も凶ったところですが、自宅でも仕事ができるという評価もありましたが、やはり今までの業務をすぐには展開出来ない部分もあるといった課題が令和2年度に出ましたので、令和3年度以降生かしていきたいと思っています。

また、業務の自動化というものも、令和2年度に取り組んでいまして、今まで人間が

業務を行うというのが当たり前でしたが、ロボットが自動的に、市役所の職員が行っている業務を行えるのではないかという新たな技術が出てまいりました。その実証実験に向けて、令和3年度にどこの業務から取りかかるかというところも検証中であり、一つ二つ実験的に人間が行う業務を、ロボットに任せて成果を出すというような取り組みも現在進めているところです。

また、令和4年度になりましたら、いろいろな手段であったり、こうした技術を活用したりして、対応していきたいと考えています。

そのほか、いかがでしょうか。

それではレジュメに沿いまして議事に入りたいと思います。議事の冒頭は会長が選出されるまで事務局の方で進行させていただきます。

会長を選出させていただきます。お手元の資料4-1、こちらは行政改革審議会規則ですが、この規則第4条に基づき、会長は委員の互選により定めるとなっています。定め方について、いかがいたしましょうか。

特に無いようでしたら、事務局の案を提案させていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局案としましては、昨年までの4か年、中京学院大学の古田成志様に本審議会の会長を務めていただきましたので、今年度も古田成志様をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

<各委員拍手>

それでは古田先生、一言ごあいさつをお願いいたします。

会長

中京学院大学の古田と申します。

先ほどご説明ありましたように4か年やらせていただいておりますが、この行政改革審議会というのは、昨今言われている生産性を上げていく、コストをいかに下げて、かつ、結果をどう高めていくのかということで、非常に重責のある審議会に参加させていただいていると思います。

今回、5回目ということでやらせていただきますが、毎回、評価が難しいというところが非常に感じられます。やはり内部の詳細がなかなか見えない部分もありますし、自分の視点という固まったところで評価をしてしまっている部分があるので、そういった意味で非常に難しいのですが、今回も皆様それぞれの立場でご活躍されている方々が参加してくださっていますので、ぜひ皆様ならではの視点で評価を提示していただいて、それをうまくとりまとめられるように、進行していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。

事務局 以後の進行は、古田会長にお願いいたします。

会長 それでは、以後の議事の進行をさせていただきます。  
議事（２）、会長職務代理者の指名ということで、瑞浪市行政改革審議会規則第４条第３項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっていますので、瑞浪商工会議所の橋本委員にお願いしたいと思います。橋本委員、いかがでしょうか。

職務代理 了承。

会長 ありがとうございます。それでは橋本委員、一言よろしくお願いいたします。

職務代理 瑞浪商工会議所の橋本でございます。  
今、古田先生からお話があったように、私も去年、この行政改革審議会というのをやらせていただいて、今年で５年目ですが、本当に難しい内容ばかりでなかなか個人的な意見がはっきり出せないところもありますが、４年間の経験を生かしてやっていきたいと考えていますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

会長 次に、（３）審議会の運営・スケジュールについて、まずは資料４－２及び４－３をご用意ください。  
この審議会の運営につきまして、今回は第１回の審議会ですので、はじめに会議の運営についてお諮りします。資料４－２、運営規程（案）及び資料４－３傍聴規程（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 審議会の運営についてご説明します。資料４－２をご覧ください。  
この規定は、瑞浪市行政改革審議会設置要綱第８条の規定による委員会の会議運営について、定めているものです。この会議は、公開とし、会議録、会議に提出した資料を公開するものと定めています。また、会議の傍聴規程は別に定めることとしています。  
引き続き、資料４－３をご覧ください。  
この規定は、運営規程第３条の規定により傍聴には申し出が必要なことや、傍聴人が守るべき事項等について必要な事項を定めているものです。  
運営規程と傍聴規程は、この審議会でご承認をいただければ、本日８月５日より施行となるものです。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。  
事務局の説明にありまして、この会議は公開することとし、その他の条項につきましても運営規程案及び傍聴規程案の通りとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)



会長                   ご異議がないようですので、運営規程及び傍聴規程に従い進めてまいります。  
続いて、資料5外部評価スケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局               資料5をご覧ください。  
審議会の全体スケジュールになりますが、委員の皆様方に関係ある部分が上から3段目の行政改革審議会の欄になります。まず第1回の本日、委嘱と要旨説明をさせていただいているところです。9月下旬に2回目を考えていましたが、最近においてもコロナの感染拡大が深刻化している状況にあり、意見交換に係る部分を書面開催とさせていただきたく考えています。11月中旬には会長のみのご対応となりますが、皆様の意見をまとめた意見書を市長へ提出するという流れで考えています。最終的には市の本部会議を通しまして、皆様の意見を反映・活用できるかを検討し、年度末3月頃までに公表していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。その後、市議会への資料提供のほか、市のホームページに掲載してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

会長                   只今の説明に、ご意見やご質問があればお願いいたします。

(異議なし)

会長                   ありがとうございました。  
本審議会は、本日を含め9月までに書面開催を含め2回行われる予定です。書面での評価・ご意見になるかと思いますが、ぜひ独自の視点で忌憚のない意見を出していただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

続きまして、(4)第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局               資料6をご覧ください。  
この資料は、第5次行政改革の外部評価の手法についてまとめたものになります。  
1ページ目から順にご説明します。  
第1、はじめに、外部視点による評価検証の導入にあたっては、第5次行政改革の行政改革の柱の1つである「協働による行政運営」において、外部の視点による評価を推進していることから、進捗管理の開始年度となる平成29年度から外部評価を実施しています。  
第5次行政改革の推進期間は、平成28年度から令和5年度までの8年間で、基本方針を「行政の質の向上」とし、3つの行政改革の柱と、行動計画19項目、具体的行動計画101項目で、構成しています。  
2ページをお願いいたします。  
第2内部評価は、具体的行動計画に掲げる101項目の進捗状況について、評価検証を行い、取り組み内容の達成度を明確にすることとしています。

次に、第3外部評価は、外部委員の意見を今後の行政改革の推進に反映し、外部評価の内容を公開することで、市民の市政への理解を深め、参加意識の醸成を図ることとしています。

評価検証の対象は、行動計画の19項目で、その評価・検証は、行動計画19項目の内部評価結果について書類評価にて検証することとしています。委員の皆様方には、この19項目について評価をしていただきたいと思います。

評価検証にあたって、「行動計画の項目が、それぞれ予定した具体的行動計画に沿って進められているか。」「目的意識、改革への認識が適切であるか。」「今後の方向性が明確になっているか。」「進行に支障、課題がある場合、それに適切に対応しているか。」「遅れているものについては、その理由が納得できるものか。」の5つの視点で評価検証を行っていただきたいと思います。委員の皆様のご経験等から評価いただければと思います。

3ページをお願いいたします。

次に、評価区分・評価基準についてご説明します。

評価基準は、「◎」「○」「△」の3段階評価を行います。令和2年度の目標取り組みに対し、◎は、「達成」で、80%以上若しくはほぼ想定通り又はそれを超える状況となった場合、○は、「おおむね達成」で、50%以上80%未満若しくは想定どおりの状況に至っていないが、一定の成果が上がっている場合又は目標は達成しているが、実績が前年度未満である場合、△は、「見直し改善が必要」で、50%未満若しくは想定どおりの状況にならなかった場合とした評価区分・判定基準としています。

次に、評価・検証の体制は、瑞浪市行政改革審議会として、学識経験者、公共団体等の代表、公募市民の男性4名、女性2名の6名で構成しています。※別紙の資料1-2参照。

結果の反映・活用については、内部評価・外部評価の結果や社会経済状況の変化を踏まえ、担当課において必要な見直しを行い、大綱に掲げる目標の達成を目指すこととしています。

最終ページは、委員の皆様方に書類評価していただく、様式を参考に添付しています。

以上で、外部視点による評価・検証のあり方の説明を終わります。

会長 只今の説明に、ご意見やご質問があればお願いいたします。

委員 評価の仕方について少しお尋ねします。

先ほどの視点の中にもありました、それぞれの取り組みの中に、目標実績で、数値評価がしてある部分があります。下の文言は同じですが、上の目標実績の数値については下の文言に加えて、判定の基準が1つ増えるわけですので、少しやりやすい部分もあります。

問題は、この数値ですが、目標のところに書いてある数値が、私たちにはわからないため、適正であるのか、控え目であるのか、あるいは課題であるかと言ったようなその捉え方のところ。これをどのように考えたら良いかというのが1点ございます。

2点目は、その部分を数値で表記してない箇所があり、取り組みスケジュール等少し単語で書いてあるようなところがございます。それについて、下のほうの文言を見て、判定をするということになると思うのですが、市民活動補償制度の実施というところで、上の欄では、目標実績ともに実施という表記ですが、下の文言のところを見ますと、令和2年度の実績欄ですが、「自治会ハンドブックへの掲載等を行って、制度周知を図りました。もう1つ、対象事故の照会確認保険請求までのケアを行うなど、適正な運用に努めました」とあります。文言から判断するに、もちろんきちっとやっていたているということですが、私たちは、例えばどのような事故がどれくらい起きているのか、あるいはケアの事例がどうなっているのかというようなことは当然読み取れませんので、どのようなスタンスで望んだら良いかお聞きしたいです。

事務局

まず目標数値についてお答えしたいと思います。

目標数値が数字で示されているものにつきましては、これまでの実績が基になり、そこから目標数値というものを割り出しております。あまり高い目標ではない場合もありますが、実績値よりも少し高めな数値目標を掲げている根拠があるものもあります。例えば10%ずつ増やすなど、そういったものもございますので、一概には言えませんが、数値目標については、実績値がベースとなっています。

また、数値目標と言いながらも、文言で書いてある3ページに実施というものが、目標であり、さらに実績は、実施ということでこれまでもこの行政改革審議会を開いた中で各委員から質問が多数出た項目でもあります。数年かけてこの実施という文言で書かれたものを、極力数値目標に転換を図って、徐々に今の形になってきております。それで、市民活動補償制度の例でいきますと、なかなかこの数値目標では表しにくい部分がありまして、何件使ったからいいのか、この制度自体があることをよしとするのかというところで、あくまでも行政改革の視点です。まずはこういった制度を設けることで、市民協働のまちづくりを推進していく取り組みの1つであるというところで、いろいろ議論した中で、これについてはもう言語表記としておりますので、なかなかこれだけ見て判断することは非常に困難であります。もし委員がご自身でご経験されているようなケースがあれば、それを参考にさせていただければ結構ですが、例えばこの市の内部評価は、実施して「◎」という評価が今続いておりますが、「こういうケースが過去にはあったので、これは「◎」ではなくて、まだ見直し改善が必要じゃないか」という今までの生活の中で感じられたような評価でも結構です。なかなかその数値目標ではない部分については、ここに書かれているような内容もしくは、繰り返しになりますけども、全く知らないような取り組みもありますので、そういった部分については事務局に問いかけていただければ、お答えできる部分もあります。

今回評価していただきたい項目が、101の具体的な行動計画があつて、その19の行動計画が評価できるような仕組みになっていますから非常に難しいような評価になっております。この具体行動計画が19ありまして、その行動計画1つずつに具体的な取り組みがぶら下がっている状態のため、具体的な行動計画の一部は出来ていないが、ほかがもし出来ていれば、総合的に判断していただくというような評価になると思いま

す。なかなかこれが「◎」だというような言い方は出来ませんが、市役所が内部で評価した結果が、市民の方や有識者の方から見て、疑問に感じる評価があるかもしれませんのでその辺をご意見なり評価なりで、お示ししていただきたいなと思います。大変わかりにくい評価になっておりました、申し訳ありませんが、その都度、事務局で対応させていただきますので、ご質問をいただきたいと思います。

会長                   ほかにご意見やご質問はございますか。  
                          意見を記載する用紙は、この資料のものを使うのですか。後ほどお配りいただけますか。

事務局                手書きで、審議していただける方につきましては、会議終了後にA3の用紙をお渡しします。パソコンを使用される方につきましては、後ほど、メールアドレスをお聞きしますので、そちらにデータを送信させていただきます。

会長                   ほかに何かご意見ご質問ございますか。

事務局                補足をさせていただきたいと思います。  
                          皆様に評価していただく評価様式の、空白の箇所ですが、評価区分が3段階、その右横に意見という欄があります。全てについてご意見をいただかなくても結構ですし、19項目の中には先ほど申し上げたように101項目の具体的な行動計画がぶら下がっていますので、その中の1つのことについて、強調してご意見いただいても結構です。極端なことを言えば、評価区分の3段階の評価だけでも構いません。しかし、瑞浪市が今後、行政改革を進めていく中で、皆様方のご意見を極力、反映していきたいと思っております。忌憚のないご意見をいただきまして、市政に反映していきたいと思っております。

会長                   もしかしたら皆様、難しいイメージを持ちかもしれません。私の経験では、ご自身の中で、「◎、○、△」の大まかな定義を確立していただいて、その評価をつけていくようなイメージになるのかと思います。

                          また、先ほど説明がありましたように、評価をつけると同じように、それぞれどういう意見を皆様が持っているのか、読めるような形で、より具体的に行政を改善していくための重要な材料になるかと思っておりますので、評価のつけ方が難しいところもあるかもしれませんが、その際にはコメント等でその旨を説明していただけたらと思います。

                          そのような形で、評価を皆様につけていただき、積極的に忌憚のないご意見をいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

                          続きまして、(5)今後の行政改革の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局                資料7、今後の行政改革の進め方についてご説明します。こちらは昨年度提示させて

いただいた資料ですが、今後の行政改革の基本方針となるものです。

冒頭でもご説明しましたが、これまで、第5次行政改革大綱までは、総合計画と別に策定してきましたが、行政改革の取り組みは、市の最上位計画である総合計画に含まれていることや、現行大綱では、行政の質の向上を基本方針として、既に見直しの余地がないことなどから、次期行政改革大綱は策定せず、第7次総合計画の中で、行政改革を包括的に推進していきます。第5次行政改革大綱を令和5年度まで期間を延長させていたものです。

以上で、今後の行政改革の進め方の説明を終わります。

会長

只今の説明に、ご意見やご質問があればお願いいたします。

(質問なし)

これをもって、第1回瑞浪市行政改革審議会の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。

事務局

ありがとうございました。

その他の項目ですが、事務局から連絡があります。

評価につきましては、先ほどご説明しましたとおり、書面にてよろしくお願いたします。

期限を9月3日金曜日とさせていただきますので、企画政策課までご提出をお願いいたします。データでの提供を希望される方は、後ほどお申し出ください。

報酬の支払いについてご連絡します。

報酬につきましては、瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、学識経験者1回8,000円、その他1回5,000円としております。

報酬につきましては、今回の会議及び書面開催による分を1回とカウントして、計2回分の支払いを予定しています。

今年度の業務がすべて終了した段階で、まとめてお支払いさせていただきますのでよろしくお願いたします。

1日ありがとうございました。ここで1つご紹介させていただきます。

この会議は、マイクやスピーカーを使って進めさせていただきましたが、これも行政改革の1つです。委員の皆様や事務局がマイクで話した内容が録音されまして、システムに投入することで、1時間の会議が5分ほどで自動翻訳されます。市役所の業務として記録を取ることも重要な業務の1つですので、AIを活用して行政改革を進めていることも行っております。

本来なら、第2回の会議を開催して意見を出し合いますが、コロナ禍で感染者も増え

ている状況でもありますので、今年も書面開催とさせていただきます。皆様のご意見を事務局の方でまとめたものをお送りし、会長から市長に意見を提出いたします。

ありがとうございました。最後に、総務部長よりごあいさつを申し上げます。

総務部長

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

非常に分かりにくい点多かったかと思います。

お渡ししている行政改革の取り組みの資料に今一度目を通していただいて、外部の方の視点から忌憚のないご意見をいただけたらと思いますので、今後もよろしく願いいたします。読み返す中で、不明な点、疑問な点がありましたら企画政策課へご連絡いただければお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

今回は第1回ということで、事務局からの説明が中心となりましたが、皆様のご意見で行政改革が改善され、より良くなっていきますのでよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

**【散会】**